

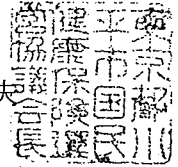


平 健 保 運 収 第 3 号
平 成 2 5 年 1 2 月 1 2 日

小平市長 小林 正 則 殿

小平市国民健康保険運営協議会

会長 小 島 和 夫



答申書

平成25年10月22日付け平健保発第556号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

近年の社会構造の変化による国民健康保険被保険者の就業構成、年齢構成及び世帯構成等の変化を踏まえて、国民健康保険税を、所得割、資産割、均等割、平等割の四方式の賦課方式から所得割及び均等割の二方式に段階的に移行してきており、他市においても賦課方式は二方式を採用する保険者が増えてきている。また、現在の国民健康保険制度を含む社会保障制度改革において、平成29年度を目途に国民健康保険の運営を都道府県が担うことを基本としている。

これらのことから、国民健康保険税の賦課方式の二方式への移行のための税率等の改定はやむを得ないと認める。

ただし、被保険者に対して改定内容の周知徹底を図るために、丁寧で分かりやすい説明を行うこと。

なお、国民健康保険制度の安定的かつ継続的な運営に向けて、被保険者の健康増進を図るとともに、特定健康診査等の受診率の向上、後発医薬品の利用促進及びその他の医療費の適正化に係る取り組みに努めていくこと。